

# 安曇野市オープンファクトリー事業への協力に関する合意書

## 第1条（目的）

本合意書は、安曇野市が主催し、合同会社信州学生U・Iターンプロジェクト（以下「事務局」という）が運営を担う「安曇野市オープンファクトリー事業」（以下「本事業」という）の趣旨に賛同し、協力を希望する企業（以下「協力企業」という）との間で、協力の範囲および条件等を明確にすることを目的とする。

## 第2条（協力内容と選択）

1. 協力企業は、以下の協力項目のうち、希望する内容を任意で選択できる。
  - ① 学生の企業見学受入
  - ② 特設サイトへの企業紹介ページ掲載
  - ③ 特設 YouTube チャンネルでの企業動画掲載
  - ④ 本事業の開催日における参加学生への会社案内パンフレット配布
  - ⑤ 特設サイトから協力企業 Web サイト等へのリンク設置
2. 企業見学の受入については、事務局が安曇野市と協議のうえ、参加枠およびルートを決するため、希望に添えない場合がある。
3. パンフレットの配布については、希望企業が多数にのぼる場合、学生の受取り負担を軽減するため、開催日ごとに分割配布を行うなど、安曇野市と協議のうえ、事務局が調整を行うものとする。
4. 協力企業は、事務局が本事業の広報・掲載に必要と判断する情報や資料の提出を依頼した場合、可能な範囲でこれに協力するものとする。また、企業紹介ページ、YouTube チャンネル、SNS における掲載にあたり、事務局が必要に応じて取材を希望した場合には、その実施に努めるものとする。
5. 前各号に関連して制作される企業紹介ページ、動画、会社案内等のコンテンツについては、事務局が制作を行うものではなく、協力企業自身による準備を基本とする。

## 第3条（企業情報の掲載期間および運営主体）

1. 協力企業による提供情報は、事務局が運営する [azumino-openfactory.com](http://azumino-openfactory.com) ドメイン上の特設サイトおよび、同ドメインに関連する YouTube チャンネルや SNS において掲載・公開される。なお、掲載・公開の開始時期は、他企業の申込状況や準備状況、運営体制などの事情により遅れる可能性がある。
2. 掲載・公開期間は、原則として本事業の業務委託期間（令和8年3月13日）までとする。ただし、委託期間終了後も、安曇野市と協議し、掲載希望の意志を確認のうえ継続する場合がある。

#### 第4条（安全配慮および補償）

1. 協力企業が企業見学の受入を行う場合、当日の見学ルートにおいて、企業の敷地内にバスが進入し、参加学生がバスから降車してから再乗車するまでの間（以下「見学時間中」という）の安全確保について、必要な配慮を行う責任を負うものとする。
2. 見学時間中に発生した事故、怪我、その他のトラブルについては、当該企業の施設利用中に生じたものとして、原則として協力企業が対応・補償の責任を負うものとする。ただし、当該事象が旅行会社の過失、バス会社の運行過誤、または事務局の明確な指示・運営に起因する場合は、関係各者との協議のうえ対応するものとする。
3. 本事業は受注型企画旅行として実施されており、参加学生と旅行会社との間に旅行契約が締結されていることから、旅行契約上の責任は旅行会社が負う。合同会社信州学生U・Iターンプロジェクトは旅行契約上の当事者ではなく、旅行会社との調整・連絡等を担う事務局としての立場に留まる。

#### 第5条（到着時刻の遅延）

当日の交通状況等により、事前に予定していた到着時刻から大幅に遅れる場合がある。その場合でも、出発時刻の変更は原則として行わず、また到着の遅れに起因する補償は一切行わない。

#### 第6条（個人情報取扱い）

1. 学生の同意が得られた場合に限り、事務局は協力企業に対し、当該学生の個人情報（氏名、学校名、連絡先等）を提供することがある。
2. 協力企業は、取得した個人情報を採用活動に関連する情報発信（例：採用イベント・説明会・選考案内）に限定して利用し、営業活動には使用しないことを誓約する。
3. 学生から事務局に苦情が寄せられた場合には、協力企業は直ちに当該情報の利用を停止し、当該情報の削除等の対応を行うものとする。

#### 第7条（守秘義務）

協力企業および事務局は、協力に際して知り得た相互の営業上、技術上、個人情報その他の秘密情報を第三者に漏洩・開示しないものとし、その取り扱いには十分注意を払うものとする。

#### 第8条（反社会的勢力の排除）

協力企業および事務局は、暴力団その他の反社会的勢力に該当しないこと、また将来にわたっても関与しないことを相互に保証する。

## 第9条（その他）

1. 本合意書に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合は、協力企業と事務局が協議のうえ円満に解決を図るものとする。
2. 本合意書の内容は、事務局が提示する申込フォーム上で「同意する」にチェックを入れたうえでフォームを送信した時点で、協力企業と事務局の間で合意が成立したものとみなす。